

第 3 4 号 議 案

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年新宿区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 2 の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第 12 条及び第 14 条」を「及び第 12 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年新宿区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 9 項中「、第 12 条及び第 14 条」を「及び第 12 条」に改める。

（提案理由）

定年前再任用短時間勤務職員等に対し住居手当を支給することができることとする必要があるため